

尼崎市立すこやかプラザ指定管理者応募者説明会及び施設見学会における質問及び回答

番号	質問日	質問箇所	質問	回答	修正
1	令和8年8月10日	仕様書 3(2)ア	地域子育て支援拠点スペースの開設時間が仕様書では午前10時から午後3時までと記載されていますが、現在の開設時間は午前9時から午後5時までとなっています。	子育て中の親子にとって非常に有益な場となっていますので、現在の開設時間（午前9時から午後5時まで）と同様の開設時間としてください。	あり
2	令和8年8月10日	仕様書 3(2)ウ	国の一時預かり事業の要綱では、担当者は2名以上でそのうち保育士を1名以上配置とありますが、本件仕様書では保育士2名以上の配置とあります。保育士の確保が難しい中で国要綱に準じた取扱いにできないでしょうか。	本件施設の一時預かり事業は国の一時預かり事業実施要綱に基づく事業として実施しています。そのため、保育士の確保が容易ではない現状も踏まえ、国基準と同様に、担当者は2名以上で経験豊富な保育士を1名以上配置でも可とします。なお、サービス水準維持の観点から、保育士以外の職員を配置する場合は子育て支援員など子育てに関する一定の知識を有する人を配置してください。	あり
3	令和8年8月10日	仕様書 3(5)ア(7)	多目的ホール等の使用料について「指定管理者が実施する事業においても同様とする」とありますが、仕様書で実施が義務付けられた指定事業においても実施に際して指定管理者が使用料を支払うことになりますか。	施設の維持管理・貸館等の事務及び指定事業については市の事業として位置づけられる性格のため、使用料は不要です。指定管理者が実施する自主事業に関しては所定の使用料をご負担ください。	あり